

ニ集合協議ノ結果最ノ要求ニ對シテ三万五千  
課金シテ交渉スルコトニ決シテ七月ノ末  
勤職工ハ二百四十六名ニ増加シ他ニ多數ノ出  
勤希望者アルニ職業困難ノ直接召請ノ感迫  
ニヨリ出勤ヲ見合ヒ一時帰國シ又ハ縁近知人  
方ニ避ケ居ル者アリ  
十八日午後職友博喜實等ハ会社事務所ニ赴キ同  
崎事務ニ見合ヒ九日午後職友職ニハ交渉事務ニ  
事後ト共ニ同意カシテ全社工場前ニ研考  
七結果如何ヲ待テ居ルカハ一先ハ交渉ハ全  
ク不得要領ニ終リ専實等ハ之レヲ待合ヒ居  
ル職工ニ報告シ次ニ更ニ委員等協議ヲ為シ  
二日、會見ヲ申之

(1) 之ニマデノ要求ヲ全部撤回シ二十日ヨリ出  
勤スルヤキニ付テ会社ニ於テモ何トカ包テ付  
ケラレタシ  
(2) 会社ノ出勤報告十七日マデニ出勤セラルル  
ノハ解雇スルニ取消カレタシ  
(3) 十九名ノ解雇者ト今回ノ問題ニヨリ解雇シ  
タリト云フコトヲ会社ノ都合ニヨリ解雇ト  
シテ手當ヲ支給セラレタシ  
トノ申出ヲ十レタシニ全事務ハ産役會議ノ上  
一ヶ月間日何日ノ回答ヲナスバシトテ約三十日  
間ニテ會見ヲ終レリ  
待合セラルル職工等ハ漸次退去率部ニ引揚ケ全  
社支部東京聯合會ニテ幹部會ヲ開キ交渉委員